

京丹後市入札監視委員会(令和7年度第1回) 議事概要

開催日時	令和7年7月22日(火) 午後1時30分～午後4時20分	
開催方法	ZoomによるWeb会議	
出席委員氏名(職業)	委員長 大橋 誠一 (公認会計士) 委員 角田 暁治 (京都工芸繊維大学大学院 教授) 委員 高橋 映次 (弁護士)	
議事概要	1 開会あいさつ(中西総務部長) 2 委員長の選出 3 報告事項 4 議事 (1) 抽出工事に関する審議について (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について 5 次回抽出委員の選出 大橋委員を選出 6 次回開催日程の調整 7 その他 8 閉会あいさつ(中西総務部長)	
審議対象期間	令和6年10月1日～令和7年3月31日	
抽出案件	総件数 8件	(備考) 対象件数 88件
一般競争入札	2件	
公募型指名競争入札	一	
通常指名競争入札	1件	
随意契約	5件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問 別紙のとおり	回答等 別紙のとおり
委員会意見の内容	委員会としては、具申すべき特段の意見等はない。 ただし、随意契約の見積依頼における業者への連絡内容の記録方法について検討していただきたいこと。	

別 紙

「3 報告事項」関係

※ 令和6年度第2回入札監視委員会において、委員からの意見があり、スライド条項の適用実績と利用のしやすさについて調べた内容を報告したもの。その内、意見・質問のあった項目について記載しています。

意見・質問	回 答 等
○スライド条項について (1) スライド条項の存在や申請方法等はしっかりと周知できているということでおよいか。	周知しています。
○スライド条項について (2) 業者がスライド条項の適用をためらう理由はあるのか。	業者の負担としては、申請時点の工事の出来高を確認し、残工事に対する変更金額を計算する必要がありますので、変更金額が余りに少ないようであれば、申請しないと判断される場合もあるかもしれません。
○スライド条項について (3) 適用実績の中で、約 0.8%の増額という案件は 1%を超えていないが、よいのか。	実際は約 1.8%の増額であり、そのうち 1%は業者が負担することとなっており、1%を超えた約 0.8%分の金額がスライド額になります。
○スライド条項について (4) 申請について、事前に市が計算して適用になりますと業者に伝えるのか、業者が自ら計算して申請しないといけないのか。	業者からの変更協議の請求が申請のスタートになります。

「4 議事 (1) 抽出工事に関する審議について」関係

1 京丹後市内交通安全施設維持工事その2 … 一般競争入札

※ 最低制限価格がなく、落札率が低い案件。

意見・質問	回 答 等
○入札金額について 単純な工事の場合、業者の入札金額が全者同じで抽選になることが多くあると思うが、なぜ今回はばらつきがあるのか。	今回は最低制限価格がなく、施工実績を積むために企業努力で応札された結果ではないかと考えます。

意見・質問	回答等
○予定価格について 今回の落札金額で利益が出るなら、予定価格の積算が高いのではないか。	予定価格は令和6年度土木工事標準積算基準書に基づき積算を行っています。
○落札金額について 落札業者は人件費を抑えたのか、非常に効率の良い機械を使用したのか、どんな企業努力をしたのか。	人件費で調整されたと確認しています。
○工事範囲について 市内で多くの道路がある中で、工事範囲はどのように優先順位を付けているのか。	交通量の多い道路、官公庁や学校施設に近い道路、通学路等を中心に緊急性等を考慮し、工事を発注しています。
○入札結果について 浄化槽設置工事はほぼ抽選になるのに、区画線設置工事が競争になるのはなぜか。	今回の区画線設置工事は最低制限価格がないのに対し、浄化槽設置工事は最低制限価格があり、最低制限価格と同額での抽選になってしまったためです。

2 令和6年度 京丹後市大宮庁舎改修工事（機械設備工事）…一般競争入札

※ 契約額が大きく、落札率が高い案件。

意見・質問	回答等
○入札参加可能業者数について 結果としてJVのみの入札参加であるが、入札参加可能業者数はどれくらいあったのか。	JVの代表者の資格要件である管工事のA等級は4社いますので、最大4JVは参加可能でした。
○建築主体工事について 建築主体工事は落札業者以外の業者か。	そうです。
○入札参加状況について（1） 可能性として入札参加業者がないということもあり得たのか。	それは各業者の手持ち工事や技術者の人数によるところもありますので、可能性としてはあったかもしれません。

意見・質問	回答等
○入札参加状況について (2) 各庁舎工事が続き、工事が重なっているのは、近年の特殊事情なのか。	そうです。ここまで大型の営繕工事が重なることはこれまでなかったと思います。
○工期について 工期が1年以上あるが、なぜそんなに長いのか。	今回は大宮庁舎で職員が執務をしながらの工事となりますので、階ごとに工事を進めて行く必要があり、工期が長くなります。
○入札参加状況について (3) 近年、大型工事が多くなっているのは、合併特例債の期限も影響しているのか。	そうです。
○入札参加状況について (4) 近年の大型工事の影響により通常ならもっと入札参加業者が多かったのが、今回は少なくなっているという可能性もあるのか。	今回の工事は、庁舎関連事業の中で、一番最後の庁舎工事になりますので、その可能性はあるかもしれません。
○再度入札について 再度入札の際、市から業者に予定価格について何か助言するのか。	一切しません。
○発注方法について (1) もし再度入札でも落札しなかつたら、随意契約になっていたのか。	入札は2回までというルールですので、再度入札でも落札しなければ、色々な諸事情を考慮し、次の発注方法を検討することになります。
○発注方法について (2) 入札で1JVしか参加していないので、随意契約になつても同じ業者に依頼するのではないか。	そういうケースはよくあります。

3 京丹後市立網野学校給食センター解体撤去等工事 … 指名競争入札

※ 初度の一般競争入札において、入札参加者が最低制限価格未満による応札により全者が失格となつたため、入札が不調となり、その一般競争入札で参加申請のあった業者に対し、指名競争入札を行つた案件。

意見・質問	回 答 等
○予定価格について (1) 初度の一般競争入札で最低制限価格未満による応札により全者が失格となっているのに今回の指名競争入札で予定価格が上がっているのはなぜか。	指名競争入札を行う際、最新の積算単価に入れ替えたためです。
○予定価格について (2) 1回目が全者最低制限価格未満だったから、2回目はそんなにかからないだろうという需要と供給のバランスで上げたり下げたりする話ではないということか。	そうです。
○解体工事について (1) 解体工事は人件費の割合が高いのではないかと想像するが、人件費の上昇もある中で最低制限価格未満による応札が多いのはなぜか。	内訳としては、経費を安く見積もられていますので、解体工事は非常に人気のある工事であり、応札意欲が高いため、人件費等を抑えながら応札された結果ではないかと考えます。
○解体工事について (2) 特別な技術が必要な工事ではないのか。	そこまで難しい技術が必要な工事ではないと思います。
○給食センターについて (1) 過去に給食センターの建設工事があったと思うが、それに伴い、今回、旧給食センターの解体工事を行うということか。	そうです。
○解体工事について (3) 解体工事はなぜ人気があるのか。	やりがいがあるのではないかと思います。

意見・質問	回答等
<p>○一般競争入札の入札結果について(1) 17 者全員失格というのは過去にも同じようなことがあるのか。</p>	<p>過去には1者以外すべて失格等、失格の多い入札はあります。</p>
<p>○一般競争入札の入札結果について(2) 応札意欲が高い中で競争した結果として今回の入札結果は想定内の内容なのか。</p>	<p>解体工事は応札意欲が高く、割と失格となる業者が出る工種ではありますので、今回の入札結果もあり得るのではないかと思います。</p>
<p>○見積単価の事前公表について(1) なぜ見積単価を公表しないのか。</p>	<p>建築工事は、民間工事の割合も多いため、民間工事への対外的な影響等を考慮し、見積単価は公表しないようにしています。</p>
<p>○見積単価の事前公表について(2) 見積単価を公表している案件も民間工事の割合は多いような気がするが、それは影響がないのか。</p>	<p>土木工事は、建築工事に比べますと、公共発注が多いので、影響は少ないよう思います。</p>
<p>○見積単価の事前公表について(3) 建築工事は情報公開請求があつても公表しないのか。</p>	<p>情報公開請求があった場合は、契約後に公表します。</p>
<p>○情報公開請求について 実際に情報公開請求して、過去の案件の見積単価を参考にしている業者はいるのか。</p>	<p>参考にされていると思います。</p>
<p>○辞退理由について(1) 2者が辞退しているが、辞退理由は何か。</p>	<p>技術者の確保が困難になったことと、会社の都合という理由になっており、詳しい内容まではわかりませんが、少し事情が変わったようです。</p>
<p>○辞退理由について(2) 初度の一般競争入札から今回の指名競争入札までの期間はそこまで長くないが、その間にそういう事情が発生したということか。</p>	<p>そのようです。</p>

意見・質問	回 答 等
○辞退理由について (3) 入札の時期が年度末だからということもあるのか。	そこまではわかりません。
○最低制限価格について (1) 最低制限価格は予定価格の何%と一律に決まっているのか、それとも工事の種類等により割合が違うのか。	最低制限価格は、国から示されているモデル式があり、その計算式により算出された価格が予定価格の 92%を超える、92%、75%未満であれば、75%が最低制限価格になります。
○最低制限価格について (2) 今回は計算上 92%を超えていたので、92%となるが、そこからもう少し下げられたら、初度の一般競争入札で落札できたり、今回の指名競争入札で失格が少なくなったりしたかもしれないが、それはどうしようもないのか。	最低制限価格の計算方法等について、業者に周知していますので、今回は 92%となります。

4 令和6年度京丹後市峰山庁舎改修工事（機械設備工事）…随意契約

※ 初度の一般競争入札において、不落となり、再度の入札において、入札参加者が全員辞退したため、不調となり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号（競争入札に付することが不利と認められるとき。）の規定に基づき随意契約を行い、契約金額が高い案件。

意見・質問	回 答 等
○入札結果について (1) 無効となった理由は何か。	J V の構成員が指名停止となったためです。
○指名停止について (1) 指名停止の期間はどれくらいか。	1 か月です。
○指名停止について (2) 指名停止の理由は市内か市外のどちらの事情なのか。	市内の物品の入札で 2 年以内に 2 回正当な理由なく入札に参加しなかつたためです。

意見・質問	回 答 等
<p>○随意契約とした理由について</p> <p>再度入札に付すと年度内に事業全体の完了ができず、財源不足に陥るから随意契約を行っているが、そもそも入札を行う時期が遅く、それ以降のスケジュールがタイトになったという可能性はないのか。</p>	<p>庁舎整備事業は、令和4年度から非常にタイトなスケジュールで進めていますが、今回の工事は実施設計の完了後、すぐに入札の発注を行っており、最短のスケジュールで行っています。</p>
<p>○辞退理由について</p> <p>入札で辞退したJVの辞退理由は何か。</p>	<p>1回目の入札価格以下の入札ができないという理由です。</p>
<p>○入札結果について（2）</p> <p>1回目の入札価格は、空調設備の単価が高く見積もらっていたのはなかったのか。</p>	<p>内訳書では空調設備の単価が高かったのですが、業者の実際の内訳まではわかりません。</p>
<p>○随意契約の見積参加可能業者数について</p> <p>2JV以外に候補はなかったのか。</p>	<p>他にJVの結成があれば、候補はあったと思いますが、今回の随意契約で参加されたのは、2JVでした。</p>
<p>○随意契約の発注方法について（1）</p> <p>随意契約でやりますと案内して、参加してきたということか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○随意契約の発注方法について（2）</p> <p>随意契約は通常そういう発注方法か。</p>	<p>JVが固定していましたら市から依頼することはありませんが、今回は入札で構成員が指名停止になったJVがありましたので、JVの組み直しができるようにしています。</p>

5 令和6年度京丹後市大宮庁舎改修工事（建築主体工事）…随意契約

※ 初度及び再度の一般競争入札において、予定価格の制限の範囲内で入札したもののがなく不落となり、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき。）の規定に基づき随意契約を行い、契約金額が大きく、落札率が高い案件。

意見・質問	回 答 等
<p>○入札参加可能業者数について 入札参加が可能な業者はどれくらいいたのか。</p>	<p>J Vの代表者の資格要件である建築一式工事のA等級は4社いますので、最大4 J Vは参加可能でした。</p>
<p>○再度見積依頼について (1) 再度見積依頼を行う際、市から業者へ何か情報を伝えるのか。</p>	<p>何も伝えていません。</p>
<p>○予定価格について (1) 入札と随意契約とで予定価格が違うのは単価の入れ替えか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○再度見積依頼について (2) 市から業者には、1回目の見積もりでは採用にならないので、再度見積もりを出してくださいと伝えるだけなのか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○再度見積依頼について (3) 文書で通知するのか。</p>	<p>電話で伝えています。</p>
<p>○再度見積依頼について (4) 再度の見積もりでも採用にならなかつたらどうなるのか。</p>	<p>今回は1 J Vのみですので、3回目の見積依頼をすることになります。</p>
<p>○再度見積依頼について (5) 業者とのやり取りはすべて電話なのか。書面は残っていないのか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○再度見積依頼について (6) 文書で通知すると、決裁を取る等、時間がかかるてしまうのか。</p>	<p>事務決裁は必要になってくると思います。</p>
<p>○再度見積依頼について (7) 事務決裁は何日もかかるのか。</p>	<p>早くても1日はかかると思います。</p>

意見・質問	回答等
○再度見積依頼について（8） 電話なら、見積もりを確認して、すぐ連絡ができるということか。	そうです。時間がない中で見積依頼を行っていますので、できる限り早く次に進めて行くということで、電話で連絡しています。
○再度見積依頼について（9） 電話してから、再度の見積もりがどれくらいの期間で出てくるのか。	今回は2日後です。
○再度見積依頼について（10） 業者としても電話があってからすぐに見積もりを出さないといけないとは思っているということか。	そうです。
○再度見積依頼について（11） いつまでに採用にならないといけないというのはあるのか。	今回は議会案件の工事であり、契約するには議会の承認が必要になりますので、時間がない中で見積依頼を行っています。
○再度見積依頼について（12） 議会案件の工事であることは、業者はわかっているのか。	わかっていると思います。
○再度見積依頼について（13）（意見） 再度見積依頼の見積結果が、端から見ると数字合わせをしたかのように見えてしまい、業者とのやり取りが電話だけでは、後から正当性を説明しづらいように思う。	(意見であるため、回答なし)
○議会の承認について（1） 議会へどこまでの資料を提出するのか。	今回の資料で添付しています見積顛末書は議会へ提出しています。
○議会の承認について（2） 議員から特に質問はなかったか。	今回の工事については、ありませんでした。

意見・質問	回答等
○議会の承認について (3) 全会一致だったのか。	反対はなかったように思います。

6 京丹後市久美浜庁舎 LED 化工事 … 隨意契約

※ 初度の一般競争入札において、入札参加者が最低制限価格未満による入札により全者失格となったため、入札が不調となり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号（競争入札に付することが不利と認められるとき）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
○LED化工事について (1) 国等からLED化をしていきなさいと言われているのか。	蛍光灯が生産中止となる予定であり、随時LED化を進めています。
○久美浜庁舎について 建物は結構な築年数になるのか。	そうです。
○LED化工事について (2) LEDはどれくらいの耐久年数を見込めるのか。	何年、何十年と使い続けることができると思っています。
○LED化工事について (3) LEDの耐用年数に対し、建物の残存耐用年数が短いならLED化にする意味があるのか疑問であるが、蛍光灯が生産中止になるから今回の工事を行うことを決定したのか。	国の重点対策加速化事業では、避難施設になっていることが 1 つのポイントであり、久美浜庁舎の避難施設としての機能を考慮し、今回の工事を行っています。
○最低制限価格について 随意契約で最低制限価格を設定しないのは、随意契約ならダンピングの恐れが少ないからか。	競争入札については、ダンピング等が懸念される場合は最低制限価格が設定できると法令で定められていますが、随意契約については、そのような規定がありませんので、最低制限価格を設定していません。

意見・質問	回答等
○入札金額について (1) 執務並行改修は執務と並行して工事を行うから労務単価を高く設定しているが、実際は単純作業であったから入札金額は労務単価が高くなかったということか。	そうです。最低制限価格を狙いに行くときに労務単価を安く抑えられた結果、差額が出たのではないかと考えています。
○入札金額について (2) 執務並行改修の場合は、工事内容を問わず労務単価を上乗せすることになっているのか。	そうです。
○入札金額について (3) 業者は執務並行改修の労務単価として上乗せしていなかったということか。	業者は執務並行改修の労務単価の割増の度合いまではわかりませんので、最低制限価格まで人件費等を安く抑える中で差額が出たのではないかと考えています。
○入札金額について (4) 業者は工事内容を理解した上で労務単価を安くしたということですか。	それは理解されていると思います。
○見積金額について 入札金額より金額を上げている業者がいるが、なぜか。	入札から随意契約に移行する際に単価の入れ替えをしていますので、その際に再度積算をされたということと、入札から随意契約に移行した分、工期が短くなっていますので、その分人手がいると判断されたのかもしれません。

7 史跡銚子山古墳ガイダンス施設建築工事【機械設備工事】…随意契約

※ 初度の一般競争入札において、入札参加者が全員辞退したため、不調となり、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき。）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
○随意契約とした理由について（1） 今回は工事が遅れると何が不利益になるのか。	財源として、国から補助金をいただいており、その計画では工事完成を令和6年度としていましたので、その計画に合うように進めて行ったところです。
○随意契約とした理由について（2） 具体的にはどの財源の制約により、随意契約をせざるを得なかつたのか。	国庫補助金です。
○採用業者について 採用業者は、当初の入札では辞退しているが、何が変わったのか。	入札では、金額が合わないという理由で辞退されていますが、もしかしたら随意契約の見積依頼が来たときに、どこも受け手がなかったのかと思われ、頑張られたということはあるかもしれません。
○見積依頼について 随意契約で他の業者が見積もりを出しているか辞退しているかはわからないのではないか。	わかりません。
○随意契約について 入札は辞退して、随意契約から頑張ろうとするメリットは業者にあるのか。	入札が成立するかどうかは入札の結果を見ないとわかりませんので、最初から随意契約で頑張るというのは狙ってできるものではないと考えます。
○工事内容について 業者は補助金の都合により年度内に工事をしないといけないということはわかっているのか。	そこまではわからないと思います。

8 令和6年度 京丹後市丹後庁舎照明制御設備改修工事 … 隨意契約

※ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないとき）の規定に基づき随意契約を行い、落札率が100%であった案件。

意見・質問	回 答 等
<p>○メーカーへの事前相談について(1) 誰にどういう手段で改修方法を相談したのか記録は残っているのか。</p>	<p>記録は残っていません。メーカーへ電話をかけ、担当者と相談する中で、今回の改修方法が一番安いのではないかということで工事内容を決定しています。</p>
<p>○メーカーへの事前相談について(2) 今回の改修方法で予定価格の金額になったのは、誰がどこで相談したのかはわかるのか。</p>	<p>市の担当職員がメーカーの担当者と相談する中で、工事金額の擦り合わせも行い、参考見積もりをいただいているます。</p>
<p>○予定価格について 参考見積もりの金額が予定価格ということか。</p>	<p>そうです。</p>
<p>○参考見積もりについて(1) 参考見積もりの金額を交渉することは可能なのか。</p>	<p>事前相談の中で、工事金額についても交渉させていただき、参考見積もりを安くしていただいたと思っています。</p>
<p>○参考見積もりについて(2) 参考見積もりの金額が安いのかどうかを検証する方法はないのか。</p>	<p>今回の設備は、メーカー独自の技術と規格で製作されており、他社では見積もりを出すことができないようすで、検証することは難しいと考えます。</p>
<p>○参考見積もりについて(3) 設備の基盤の金額や取付費等の内訳は出ているのか。</p>	<p>内訳はあります。</p>
<p>○参考見積もりについて(4) 労務単価等は確認しているのか。</p>	<p>諸経費は出ており、値引き額は確認しています。</p>
<p>○参考見積もりについて(5)(意見) メーカーの言い値になっていると言われないために少なくとも参考見積もりの金額を決定するまでのやり取りや、参考見積もりの内訳があるなら工賃を確認する等の検証結果は、後から示せるようにした方がよいよう思う。</p>	<p>(意見であるため、回答なし)</p>

「4 議事 (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について」関係

1 指名停止等の運用状況の報告

意見・質問	回答等
○指名停止の理由について (1) 経営事項審査申請の虚偽申請とは、数字を良く見せようとしていたということか。	そうです。
○指名停止の理由について (2) 正しい経営事項審査であれば、入札参加資格がなかった等の影響はないのか。	今回は正しい記載内容であれば、評価は変わりますが、建設業許可自体に影響はありません。

2 談合情報対応状況の報告

内 容
今回はありません。